

○神奈川歯科大学教員任用規程

平成30年6月1日

制定

(目的)

第1条 本規程は、神奈川歯科大学において、教育及び運営を主たる業務とする優秀な教員を任用することを目的として定める。

(業務)

第2条 教員は、神奈川歯科大学歯学部、神奈川歯科大学大学院、神奈川歯科大学附属病院若しくは神奈川歯科大学附属横浜クリニックにおいて業務を遂行する。

(任用基準)

第3条 教員は、人格、見識に優れ、優れた教育能力を有する人材とし、神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部教育職員任用規程第3条第3項に定める職階により任用するものとする。

2 申請資格、審査基準の詳細については、別に「神奈川歯科大学教員任用基準細則」を定める。

(任用申請)

第4条 教員の任用申請は、次の書類をそろえ、理事長宛に学長に提出する。なお、(9)～(12)については該当がない場合は提出の必要はない。

(1) 教員任用願(所定)

(2) 学外からの教授応募者においては任用推薦書

(3) 応募しようとする職階が教授以外の教員においては、提出可能であれば任用推薦書(ただし学内における昇格あるいは転属の場合には、学長、副学長、部長、学系長、分野長の任用推薦書を提出)

(4) 履歴書(学歴、職歴を証明できる書類、臨床系教員においては併せて卒後研修終了書)

(5) 学生に対する教育についての抱負

(6) これまでの研究内容の概要と将来の研究についての抱負

(7) 臨床系の教員においては診療についての抱負

(8) その他必要な書類

(9) 教育業績(講義、演習、実習の担当状況、主な委員会活動など)

(10) 研究業績目録

(a)原著論文 (b)著書 (c)総説 (d)プロシーディングス (e)症例報告 (f)その他(これまでに取得した研究費、特許など) (g)学会発表・講演など

(11) 研究業績目録のうち、別刷りのあるものについては別刷り(多数ある場合には代表的な

もの10編)、研究費や特許等については証明書類など

(12) 研究業績一覧

(選考方法)

第5条 募集から任用までの手続については「神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部教育職員任用規程第5条から第9条」の定めによるものとする。

2 再任の場合は、「神奈川歯科大学・神奈川歯科大学短期大学部教育職員任用規程第8条第2項」の定めによるものとする。

(給与等)

第6条 教員の給与については「学校法人神奈川歯科大学給与規程」の定めによるものとする。

2 助手の基本給は「学校法人神奈川歯科大学給与規程」に規定された教育職員俸給表(一)を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和元年7月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和2年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和3年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成30年4月現在、歯学部教員の任用に関して定めている、以下の規程・細則・申し合わせ事項等を整理統合し、歯学部教員任用に係わる諸項目を明瞭化し、円滑にするために定める。

- (1) 神奈川歯科大学教授選考規程
- (2) 神奈川歯科大学教授選考細則
- (3) 神奈川歯科大学教授選考申し合わせ事項
- (4) 神奈川歯科大学准教授選考委員会規程
- (5) 神奈川歯科大学准教授選考細則
- (6) 神奈川歯科大学准教授選考申し合わせ事項
- (7) 神奈川歯科大学講師任用規程
- (8) 神奈川歯科大学歯学部助手任用規程
- (9) 神奈川歯科大学言語情報・人文科学講座教員選考基準
- (10) 神奈川歯科大学言語情報・人文科学講座教員選考基準申し合わせ事項
- (11) 神奈川歯科大学自然科学講座教員選考基準

- (12) 神奈川県立歯科大学自然科学講座教員選考基準申し合わせ事項
- (13) (旧) 神奈川県立歯科大学総合教育部教授任用暫定規程
- (14) (旧) 神奈川県立歯科大学総合教育部講師任用暫定規程